

よくあるお問合せ

目次

1	審査会の役割について	1
	【Q1】情報公開・個人情報保護審査会は、どのような組織ですか。設置の目的、役割などを教えてください。	1
	【Q2】審査会は、どのような委員によって構成されているのですか。	1
	【Q3】開示決定等に不服があります。審査会に不服を申し立てたいのですが、どうすればよいのでしょうか。	1
	【Q4】開示決定等について審査請求を行った場合、必ず審査会に諮問されることになるのでしょうか。	2
	【Q5】都道府県や市区町村が行った開示決定等に対する審査請求も、国の審査会に諮問されるのでしょうか。	2
2	調査審議について	2
(1)	調査審議全般について	2
	【Q6】審査会では、どのような体制で調査審議を行うのですか。	2
	【Q7】事件に利害関係のある委員を審査会の調査審議に参加させないような仕組みはあるのでしょうか。	2
	【Q8】審査会で行われた調査審議の経過や結果を知るにはどうすればよいのでしょうか。	3
	【Q9】審査会の会議を傍聴することはできるのでしょうか。	3
	【Q10】審査会に諮問された事件について、答申を待たずに訴訟を起こすことはできるのでしょうか。	3
(2)	調査審議手続について	3
	【Q11】諮問庁から審査会に諮問された審査請求については、どのように調査審議が進められるのでしょうか。	3
	【Q12】審査会が独自に調査を行うことはあるのでしょうか。	4
	【Q13】諮問庁から理由説明書等が提出された際は、審査請求人や参加人にその旨の連絡が来るのでしょうか。	4
	【Q14】諮問庁から提出された理由説明書等に対して反論したい場合や、審査請求に関する主張について補足したい場合は、どうすればよいのでしょうか。	5
	【Q15】審査請求人や参加人は、審査会に対し、意見書や資料を電子メールやファクシミリで提出することはできるのでしょうか。	5
	【Q16】意見書や資料に、諮問庁など、他の審査請求人等に知られたくない内容が含まれているので、送付等をしないよう申し出ることはできますか。	5
	【Q17】審査会に対して、口頭で意見を述べたい場合、どうすればよいのでしょうか。	6
	【Q18】意見書の提出などの審査会に対する手続を、旧姓を使用して行うことはできますか。	6
	【Q19】転居等により、審査請求書に記載されている住所とは違うところに書類を郵送してほしいのですが、どうしたらよいですか。	7
	【Q20】自分が審査請求して諮問された案件は、現在、どのような状況ですか。いつ頃答申決定されますか。	7
3	答申について	7
	【Q21】審査会が答申をしたとき、審査請求人はその答申を見ることができますか。	7
	【Q22】審査会から答申書の写しが届きましたが、その後はどうすればよいのでしょうか。	7
	【Q23】審査会の答申の内容に不満がある場合、審査請求などの不服申立てで争うことはできる	

のでしょうか。.....	8
【Q24】過去の答申は、どこで見られますか。.....	8
【Q25】答申の内容について、なぜこのような判断になったのか詳細に知りたいのですが、教えてもらうことはできますか。.....	8
【Q26】審査請求書や意見書等での主張について、答申で正確に記載してもらえなかった（省略された）のはなぜですか。.....	9

1 審査会の役割について

【Q1】情報公開・個人情報保護審査会は、どのような組織ですか。設置の目的、役割などを教えてください。

【A】情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）は、情報公開・個人情報保護審査会設置法に基づき総務省に設置され、委員15人で構成される機関です。

情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律）及び個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づく開示請求等に対する決定（以下「開示決定等」といいます。）に係る審査請求について、より客観的で合理的な解決を図るため、行政機関の長や独立行政法人等（以下「諮問庁」といいます。）からの諮問に応じて、第三者的な立場から公正かつ中立的に調査審議を行い、答申を行っています。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第2条・第3条>

【Q2】審査会は、どのような委員によって構成されているのですか。

【A】審査会の委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命します。任期は3年で、退任後も続く守秘義務が課されています。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第4条第1項・第4項・第8項>

【Q3】開示決定等に不服があります。審査会に不服を申し立てたいのですが、どうすればよいでしょうか。

【A】審査会は、諮問庁からの諮問を受けて開示決定等に係る審査請求について調査審議を行う機関であり、開示決定等に不服がある場合は、審査会ではなく、開示決定等の通知の際に教示される行政機関の長や独立行政法人等に対して審査請求を行うこととされています。審査請求先が不明な場合には、開示決定等を行った担当部署にお問い合わせください。

<関係法令等：行政不服審査法第4条・第82条>

【Q4】開示決定等について審査請求を行った場合、必ず審査会に諮問されることになるのでしょうか。

【A】開示決定等に係る審査請求については、審査請求を受けた行政機関の長や独立行政法人等は、原則として審査会に諮問しなければなりません。ただし、審査請求が不適法であり却下する場合や、審査請求の全部を認容する場合（例えば、審査請求人が開示を求める不開示部分を全て開示する場合など）には、審査会への諮問の対象となりません。

<関係法令等：行政機関の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第19条第1項、個人情報保護に関する法律第105条第1項>

【Q5】都道府県や市区町村が行った開示決定等に対する審査請求も、国の審査会に諮問されるのでしょうか。

【A】都道府県や市区町村などの地方公共団体が行った開示決定等に対する審査請求については、一般に、それぞれの地方公共団体に置かれる審議会等に諮問されることとなります。詳しくは、それぞれの地方公共団体にお尋ねください。

<関係法令等：個人情報保護に関する法律第105条第3項>

2 調査審議について

(1) 調査審議全般について

【Q6】審査会では、どのような体制で調査審議を行うのですか。

【A】諮問を受けた審査請求事件については、原則として、3名の委員で構成される部会で調査審議を行っています。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第6条第1項、情報公開・個人情報保護審査会運営規則第1条第1項>

【Q7】事件に利害関係のある委員を審査会の調査審議に参加させないような仕組みはあるのでしょうか。

【A】審査会では、調査審議が公正に行われることを確保するため、委員が諮問を受けた特定の審査請求事件の当事者又はその親族である場合など、特

別の利害関係を有する場合には、その委員を当該事件の調査審議に関与させないこととしています。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令第1条第4項、情報公開・個人情報保護審査会運営規則第4条・第4条の2>

【Q8】審査会で行われた調査審議の経過や結果を知るにはどうすればよいのでしょうか。

【A】部会が会議を開催したときは、開催記録を作成し、審査会のウェブサイト（総務省ホームページ）に掲載して公表しています。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会運営規則第27条>

【Q9】審査会の会議を傍聴することはできるのでしょうか。

【A】審査会の調査審議は、行政文書等の開示・不開示の判断の妥当性などに関して行われるものであり、仮に公開することとすると、不開示情報が公になるおそれがあり適当でないことから、審査会の調査審議の手続は、公開しないこととされています。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第14条>

【Q10】審査会に諮問された事件について、答申を待たずに訴訟を起こすことはできるのでしょうか。

【A】開示決定等については、審査請求を行っているか否か、審査会に諮問されているか否かにかかわらず、取消訴訟（処分の取消しの訴え）等を提起することができます。

<関係法令等：行政事件訴訟法第8条第1項本文>

（2）調査審議手続について

【Q11】諮問庁から審査会に諮問された審査請求については、どのように調査審議が進められるのでしょうか。

【A】審査会においては、原則として、諮問を受けた審査請求事件について、

諮問庁から提出された理由説明書(審査請求についての諮問庁の考え方及びその理由を記載した書面)の写しを審査請求人に送付して、審査請求人に意見書又は資料(以下、諮問庁から提出された理由説明書と併せて「意見書等」といいます。)を提出する機会を付与するとともに、必要に応じ、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書等又は保有個人情報(開示決定等で不開示とされた部分がマスキングされていないもの。以下「インカメラ文書」といいます。)の提示を求め、審査請求書やこれらの書面に基づいて書面審理が行われます。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項、第13条第1項>

<関連問：Q12・Q13・Q14>

【Q12】 審査会が独自に調査を行うことはあるのでしょうか。

【A】審査会の調査審議は、審査請求人から提出された審査請求書や意見書等、諮問庁から提出された理由説明書等に基づいて行われますが、審査会が必要と認める場合には、諮問庁にインカメラ文書の提示を求め、あるいは審査請求人や諮問庁に意見書等の提出を求めるなど、必要な調査を行うことがあります。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項及び第4項>

<関係問：Q11>

【Q13】 諮問庁から理由説明書等が提出された際は、審査請求人や参加人にその旨の連絡が来るのでしょうか。

【A】審査会では、審査請求人等(審査請求人、参加人又は諮問庁)から意見書等の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由がある場合を除き、その意見書等(諮問庁から提出された理由説明書等を含む。)の写しをその他の審査請求人等(審査請求人から提出された場合には諮問庁及び参加人、諮問庁から提出された場合には審査請求人及び参加人)に送付することとしています。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項>

<関連問：Q11・Q16>

【Q 1 4】諮問庁から提出された理由説明書等に対して反論したい場合や、審査請求に関する主張について補足したい場合は、どうすればよいでしょうか。

【A】審査会の調査審議に当たっては、諮問庁から提出された理由説明書等の写しを審査請求人に送付し、意見書等の提出の機会を付与することとしていますので、理由説明書等の内容を踏まえ、それに反論したい場合や、審査請求に関する主張について補足したい場合は、意見書等を提出することができます。

ただし、審査会が意見書等の提出期限を定めた場合には、その期限までに提出する必要があります。期限を過ぎてから提出された意見書等については、調査審議や答申に反映できないこともありますので、御承知おきください。

なお、意見書等の提出は任意であり、提出した又は提出しなかったこと自体が、有利又は不利な事情として扱われるものではありません。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 1 条>
<関連問：Q 1 1・Q 1 5・Q 1 6>

【Q 1 5】審査請求人や参加人は、審査会に対し、意見書や資料を電子メールやファクシミリで提出することはできるのでしょうか。

【A】意見書や資料については、電子メールやファクシミリで提出することも可能です。ただし、その原本について別途提出をお願いする場合がありますので、御承知おきください。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会運営規則第 3 0 条・第 3 1 条・第 3 2 条>
<関係問：Q 1 4・Q 1 6>

【Q 1 6】意見書や資料に、諮問庁など、他の審査請求人等に知られたくない内容が含まれているので、送付等をしないよう申し出ることはできますか。

【A】審査請求人等から提出された意見書等については、原則としてその意見書等の写しをその他の審査請求人等に送付することとしているほか、審査請求人等は、他の審査請求人等から提出された意見書等の閲覧を求めるこ

とができます。

審査請求人等は、意見書等を提出する際に、他の審査請求人等への送付又は閲覧について異議がある場合（送付や閲覧が適当でないとする場合）には、その旨を意見として提出することができ、異議がある旨の意見が提出された意見書等については、他の審査請求人等への送付は行わず、他の審査請求人等へ意見書等の提出があった旨を書面により通知することとしています。

ただし、他の審査請求人等から上記の意見書等の閲覧の求めがあった場合は、異議がある旨の意見が提出されているときであっても、審査会がその閲覧を拒むことができるのは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由がある場合に限り、限られていますので、できる限り、他の審査請求人等への送付又は閲覧に支障のない意見書等を提出するようにしてください。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条、情報公開・個人情報保護審査会運営規則第8条第1項、第4項及び第6項・第18条第1項、第4項、第5項及び第6項>

<関係問：Q13・Q14・Q15>

【Q17】 審査会に対して、口頭で意見を述べたい場合、どうすればよいのでしょうか。

【A】 口頭意見陳述申立書を審査会に提出してください。ただし、審査会が諮問された審査請求事件についての判断を下す上で必要がないと認めるときは、口頭意見陳述は行いませんので、御承知おきください。

<関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第1項>

【Q18】 意見書の提出などの審査会に対する手続を、旧姓を使用して行うことはできますか。

【A】 審査会に対する手続は、旧姓を使用して行うこともできます。ただし、開示請求書や審査請求書に記載した氏名と異なる氏名で意見書を提出された場合（開示請求や審査請求を旧姓ではなく戸籍名で行ったが、審査会に対する手続は旧姓を使用して行った場合など）は、同一の方であることを確認するため、必要な書類の提出等をお願いすることがありますので、御

承知おきください。

【Q 19】 転居等により、審査請求書に記載されている住所とは違うところに書類を郵送してほしいのですが、どうしたらよいですか。

【A】 審査会に御連絡ください。あわせて、諮問庁にその旨を御連絡ください。

【Q 20】 自分が審査請求して諮問された案件は、現在、どのような状況ですか。いつ頃答申決定されますか。

【A】 諮問された案件については、順次調査審議を行っています。それぞれの部会で調査審議が行われた案件については、審査会のウェブサイト（総務省ホームページ）に掲載している「審査会開催状況」において公開していますが、それ以上の具体的な審議状況については、審査会の調査審議の手続については非公開とされているため、お答えできません。

＜関係法令：情報公開・個人情報保護審査会設置法第14条、情報公開・個人情報保護審査会運営規則第28条＞

3 答申について

【Q 21】 審査会が答申をしたとき、審査請求人はその答申を見ることができますか。

【A】 審査会は、答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に郵送します。なお、この場合、手数料や郵送料は不要です。

＜関係法令等：情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条、情報公開・個人情報保護審査会運営規則第25条第3項＞

＜関係問：Q 24・Q 26＞

【Q 22】 審査会から答申書の写しが届きましたが、その後はどうすればいいのでしょうか。

【A】 審査会の答申は、審査請求に対する最終的な結論ではなく、答申を受けた諮問庁は、遅滞なく、審査請求に対する最終的な結論である裁決を行うこととされています。

裁決がされた場合には、審査請求人に裁決書の謄本が送付されますので、それが届くまでお待ちください。

<関係法令等：行政不服審査法第44条・第51条>

【Q23】審査会の答申の内容に不満がある場合、審査請求などの不服申立てで争うことはできるのでしょうか。

【A】審査会の答申については、審査請求についての最終的な結論である裁決ではないため、審査請求などの不服申立てや取消訴訟で争うことはできません。なお、審査会から答申を受けた諮問庁が審査請求を棄却する裁決を行った場合には、原処分である開示決定等の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することは、原則として可能です。詳しくは、裁決の際に行われる訴訟についての教示を御確認ください。

<関係法令等：行政不服審査法第1条第2項、行政事件訴訟法第3条第2項・第14条第3項・第46条第1項、情報公開・個人情報保護審査会設置法第15条>

<関係問：Q10>

【Q24】過去の答申は、どこで見られますか。

【A】審査会の過去の答申の内容については、審査会のウェブサイト（総務省ホームページ）に掲載しているほか、「情報公開・個人情報保護関係 答申・判決データベース」で検索することもできます。

<関係問：Q21・Q26>

<参考：[情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース](#)>

【Q25】答申の内容について、なぜこのような判断になったのか詳細に知りたいのですが、教えてもらうことはできますか。

【A】審査会の調査審議の手続については非公開とされています。答申書に記載されている以上の内容をお伝えすることはできません。

<関係法令：情報公開・個人情報保護審査会設置法第14条>

【Q26】審査請求書や意見書等での主張について、答申で正確に記載してもらえなかった（省略された）のはなぜですか。

【A】審査請求人から提出された審査請求書や意見書については、部会において確認しています。答申書には、審査請求人の主張の要旨を記載することとされていますが、審査請求書や意見書の記載の全部をそのまま転記しなければいけないものではなく、また、審査会のウェブサイト（総務省ホームページ）で公表することとなることから、個々の事案に応じ、省略したり、匿名化を行うことがあります。

<関係法令：情報公開・個人情報保護審査会運営規則第24条第2項>

<関係問：Q21・Q24>